高知県ソフトテニス連盟表彰規程

(平成13年9月25日)

最終改正 平成19年3月24日

(前 文)

第1条 「高知県ソフトテニス連盟表彰」を、下記のとおり定める。

(趣 旨)

第2条 高知県ソフトテニス連盟所属団体、役職員、登録選手等に対する高知県ソフト テニス連盟会長の行う表彰については、この規程の定めるところによる。

(被表彰者(団体)の範囲)

- 第3条 次に該当するものを被表彰者(団体)とする。
 - (1) 原則として6年以上にわたりソフトテニス競技の普及発展に貢献したもの
 - (2) 国民体育大会において8位以内に入賞したもの
 - (3) 全日本選手権大会においてベスト8以上のもの
 - (4) 西日本選手権大会においてベスト4以上のもの
 - (5) 四国選手権大会において優勝したもの
 - (6) その他、特に表彰に値すると認められたもの
- 2 高知県並びに日本ソフトテニス連盟の表彰を受けている者(団体)は、前項の該当者 (団体)から除外する。

(表彰選考委員会)

- 第4条 被表彰者(団体)を選考のため、「表彰選考委員会」(以下「委員会」という)を 置く。
- 2 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
 - (1) 理事長
 - (2) 副会長の中から1名
 - (3) 理事の中から3名
 - (4) 総務担当副会長及び総務委員長
- 3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠 委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員会に委員長を置き、委員の互選とする。

(被表彰者(団体)の選考方法及び決定)

- 第5条 被表彰者(団体)については、委員会が原案を作成し、理事会に諮る。
- 2 理事会は会を開催し、委員会から提出のあった原案に基づき審議のうえ被表彰者 (団体)を決定する。

(表彰の時期)

第6条 この表彰は、毎年1回定期的(代議員会)に行う。

ただし、必要に応じて随時行うことができる。

(表彰状の授与)

- 第7条 表彰は、会長が別紙様式による表彰状を授与することにより行う。
- 2 前項の表彰にあわせて、記念品を贈呈することができる。

附 則

- 1 この規程は、平成13年 9月25日から施行する。
- 2 この規程の施行後、最初に任命される委員の任期は、第4条第3項の規定にかかわらず平成15年2月の代議員会までとする。

附 則

この規程は、平成19年 3月24日から施行する。

高知県ソフトテニス連盟表彰規程の一部改正(案)

新旧対照表

新

第4条第2項

- 2 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
- (1) 理事長
- (2) 副会長の中から1名
- (3) 理事の中から3名
- (4) 総務担当副会長及び総務委員長

旧

第4条第2項

- 2 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
- (5) 理事長
- (6) 副会長の中から1名
- (7) <u>副理事長及び</u>理事の中から3名
- (8) 総務担当副会長並びに総務委員長

あなた(貴団体)は
\bigcirc

よってここに表彰します

年 月 日

高知県ソフトテニス連盟会長 氏 名